

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第219回 中国「不正競争防止法」の再改定

中国国家市場監督管理総局(以下「SAMR」という)は、2022年11月22日に「不正競争防止法」の修正案・意見聴取稿(以下「修正案」という)を発表し、1カ月間のパブリックコメント募集を開始しました。今回は、そのポイントと注意すべき点について解説いたします。

◇日系企業の経営と密に関係する修正案

「不正競争防止法」は、中国の競争法制度における基本的な法律であり、「独占禁止法」等の専門的な競争法に比べて、本法の適用範囲はさらに広く、規制対象には商号やマークの保護・商業賄賂・虚偽の宣伝・営業秘密の保護・景品付き販売等、多くの項目が含まれ、日系企業の経営とも密に関係があります。

ある現地法人S社で起きた事例では、従業員K氏が職務上の立場を利用して仕入れ業者から高額のリベートを受け取り、この仕入れ業者の責任者が刑事事件として逮捕され、尋問でK氏へのリベート提供を供述したため、K氏も逮捕されることとなりました。警察による捜査の過程で、S社は企業として、K氏がリベートを受け取っていたことを全く知らなかったことを証明するため、弁護士のサポートを受けながら大量の証拠と説明書類を提出したところ、最終的にS社の主張が認められました。S社は法的責任を負う必要がなくなったばかりでなく、K氏の違法行為による被害者であることも認められました。

◇注目すべき修正案の内容と注意点

今回の修正案の全体的な印象として、中国政府がデジタル経済に重点を置いた本法の大規模な改正を進めていることがうかがえます。

1. デジタル経済の公平競争規則を確立し、経営者がデータやアルゴリズム・技術・資本のアドバンテージやプラットフォーム規則等を利用してインターネット上での不正競争行為に従事することを禁止しました。例えば、データやアルゴリズム、技術およびプラットフォーム規則等を利用し、ユーザーの選択に影響を与えること(ユーザーの意向や選択権に背き、複雑な操作を加えて使用との関連性を破壊する行為等を含む)等の方法を通じて、市場の公平な競争秩序を乱してはならないとしました。

2. インターネットによる不正競争行為の認定にあたっては、総合的な判断という原則が採用されます。総合的な判断という原則は事件処理の複雑さを増加させますが、企業が抗弁権を提出するチャンスは増えることとなるため、速やかに専門的、かつ効果的な法的対応を取ることが必要です。

3. プラットフォーム経営者によるコンプライアンス管理の強化が求められ、プラットフォームサービス契約と取引規則の中でプラットフォームにおける公平競争規則を明確化しなければならなくなりました。

4. 「相対的に有利な地位」の濫用禁止規則を導入し、正当な理由なく取引相手の経営活動に対して不合理な制限や条件を付けてはならないことになりました。例えば、不合理に商品の価格・販売対象・販売エリア・販売時期を限定したり、販売促進普及イベント等に参加させたりすることがこれに該当します。

5. 混同・誤認の原因となる行為を禁止する範囲を広げました。

6. 商業賄賂について、収賄行為も違法行為であり、贈賄行為と同等に法的責任を追及されることを明確に規定しました。

7. 広告に該当しない「商業宣伝」行為の特徴を規定しました。実施を禁止する虚偽の商業宣伝情報の種類に商品の種類・出どころ・取引情報・経営データ・資格と資質関連の情報が新たに加わりました。

8. 虚偽情報の発表やミスリード情報の損害対象の範囲が改正され、競争相手だけではなく、他の経営者も含まれることになりました。

9. 不正競争行為の幫助も違法行為とみなされることを明確化しました。これには倉庫貯蔵・運送・郵送・印刷・隠匿・経営場所等の便宜を図ることや、計画・制作・発表等のサービスを提供する行為も含まれます。

10. 取り締まり機関が容疑者の第三者への支払い記録や支払い口座を調査できる権限が新たに追加されました。

11. 民事解決の仕組みを導入しました。経営者に違法な事由が存在する場合でも、関係する経営者間で既に民事和解をしているか、裁判所が民事裁決を下している、かつ公平な競争秩序と社会公共の利益を損ねない場合、調査や処分を行わなくてもよいことになりました。

12. 違法行為の大部分で罰金の上限が若干引き上げられました。例えば商業賄賂の罰金の上限が300万元から500万元に引き上げられました。

13. 懲罰的賠償規則を導入し、経営者が本法の規定に違反し、その事由が著しい場合、民事賠償基準認定金額の同額から5倍の範囲で賠償額を確定することができるようになりました。

◇日系企業へのアドバイス

本修正案は、ここ数年の事件取り締まりの経験に基づいてSAMRが作成したのですが、若干改善が待たれる箇所もあります。今後、パブリックコメントの募集を通じて社会からさまざまな意見が寄せられると思われますので、「SAMR⇒国務院⇒全人代」という立法プロセスの進捗（しんちよく）状況や、最終的に改定された法律の内容に注目する必要があるでしょう。

《青島・山東省》

青島の1～11月貿易額、6.8%増＝自動車・船舶の輸出が急増

中国青島税関によると、今年1～11月、山東省青島市の貿易額は前年同期比6.8%増の8203億2000万元（約16兆1260億円）だった。同期の省全体の貿易額に占めた割合は27.3%。自動車と船舶の輸出が急増した。中国山東網が9日伝えた。

このうち輸出額は同9.4%増の4806億7000万元、輸入額は3.2%増の3396億5000万元だった。

項目別では機電製品（機械、輸送機器、電子製品など）の輸出額が2.7%増の2177億1000万元。このうち自動車の輸出額は113%増、船舶は159.6%増。家電の輸出額は8.8%減、コンテナは26.5%減となった。農産物の輸出額は15.8%増の388億7000万元だった。

輸入は原油が46.7%増の709億9000万元。輸入量は0.9%減ったが、価格が48.1%上がった。鉄鉱石は50.4%減の242億1000万元、機電製品は10.5%減の497億2000万元だった。（時事）

北京首都航空、青島—香港路線を就航＝本土と初の香港便

中国航空大手、海航航空集団（海南省海口市）傘下の北京首都航空（北京市）は12月24日、山東省青島市と香港を結ぶ旅客路線を就航する。中国民航網が8日伝えた。

同路線は24日から毎週土曜に往復運航する。青島発は午前11時25分発、香港発が午後4時30分となる。

北京首都航空が中国本土の都市と香港を結ぶ路線を運航するのは初めて。（時事）